

国指定史跡「奄美大島要塞跡及び大島防備隊跡附大島需品支庫跡」の構成遺跡である「西古見第2観測所跡」で確認された落書きについて

このたび、報道にもあったとおり、国指定史跡「奄美大島要塞跡及び大島防備隊跡附大島需品支庫跡」の構成遺跡である「西古見第2観測所跡」内部壁面に、落書きが確認されました。

史跡の現状変更の禁止に関する注意喚起後に、残念ながら落書きが行われました。

そのため、極めて悪質な行為であると判断し、警察へ被害届を提出しました。

文化財への落書きは、単なる器物損壊ではなく、文化財の価値を損なう行為として、厳しく罰せられます（五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金）。

また、き損による原状回復のため、修復に係る費用の賠償請求も行う所存です。

「奄美大島要塞跡及び大島防備隊跡附大島需品支庫跡」の構成遺跡である以下の6遺跡を訪れる際には、史跡・文化財の価値を損なう行為（落書き、ごみの投棄、掘削、樹木の伐採等）は、絶対にしないようにしてください。

- ・西古見砲台跡（西古見）
- ・大島需品支庫跡（久慈）
- ・手安弾薬本庫跡（手安）
- ・安脚場砲台跡（安脚場）
- ・大島防備隊本部跡（瀬相）
- ・第18震洋隊基地跡（呑之浦）

また、文化財をき損する行為を目撃した場合は、瀬戸内町埋蔵文化財センター（0997-76-3004）までご連絡ください。

皆さんのご理解とご協力を願いします。